様式第三十七(第三十条第一項関係)(日本産業規格A列4番)

(第一面)

登録建築物エネルギー消費性能に係る認定申請書

年 月 日

所管行政庁 殿

申請者の住所又は 主たる事務所の所在地 申請者の氏名又は名称 代表者の氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第41条第1項の規定により、建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

(本欄には記入しないでください。)

受	付	欄		認	定番	号 欄		決	裁	欄	
	年	月	日		年	月	日				
第			号	第			号				
係員氏名				係員氏名							

(第二面)

1. 建築物の位置、延べ面積、構造、設備及び用途並びに敷地面積に関する事項 〔建築物に関する事項〕

【1. 地名地番】					
【2. 敷地面積】	m^2				
【3. 建築面積】	m^2				
【4. 延べ面積】	m^2				
【5. 建築物の階数】	(地上)	階	(地下)	階	
【6. 建築物の用途】 □非住宅建築物	□一戸建	ての住宅	□共同住宅	芒等 □複合建	建築物
【7. 建築物の住戸の数 建築	效】 物全体	戸			
【8. 構造】	造 一部	道	1		
【9. 基準省令附則第3多 □基準省令附則第 日 竣工)				準省令附則第2項 年	頁の適用の有無】 月

□令和4年 日	改正基準省 ² 竣工)	令附則第2	項の適用	有(竣]	[年月日	年	月
□無							
【10. 建築物の 別添の申請い 合するものでも	に係る建築物	カのエネル	ノギー消費	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	建築物工	ネルギー消費	性能基準に適
【11. 該当する	る地域の区分	.]	地域	ζ			
【12. 住宅部分	うの床面積】						
		(床面積			分を除い		び共用部分を
الا ميناميا ميناميا		,		き部分の		除いた部分の	
【イ.新築】	۸ ۸.		m ²)	(m ²)	(m ²)
【口. 増築】	全体	•	m ²)	(m ²)	(m^2)
▼ → I below ▼	増築部分		m ²)	(m ²)	(m ²)
【ハ. 改築】	全体	,	m ²)	(m ²)	(m ²)
	改築部分	(1	m ²)	(m ²)	(m ²)
□ は 単準計(の省)の名 基基設EEI準(の名)の名 国 ロ外 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	を建築物】 ルギー消費が 1 令第1条第1 1 令第1条第1 一次エネルギーン 基第1条第1 2 基地値 2 基地値 2 基地値が認	重項一一項 め 熱項 熱項め 条量項に第1消消 第 る 熱第 取第 取第る 第に第関1費費 15 方 の2 得2 月2 月 項2 1 月 1 月 1 月 1 月 1 月 1 月 1 月 1 月 1 日 1 日	るイ:::) コ) 汲 失イ ;: イ ;: イス 規事の 事の び の() W () W () び 定項の 準 (3) び 定項の (4) のそ に項の (5) を (4) を (4) を (4) を (5)	こ関する ・K)(基 ・K)(基 ・K)(基 ・ E)結 ・ 道 ・ 基 ・ 基 ・ 通 ・ 国 ・ 国 ・ 国 ・ 国	5 事項) 選準 準準 除外	W/(m² W/(m²)
BEI(ー次エネルギ 省令第1条第1)	GJ/年 準			

□基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
【ハ. 共同住宅等】
(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)
□基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準
□基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準
□基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
□基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外
(一次エネルギー消費量に関する事項)
□基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準
基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分(□第1号 □第2号)
基準一次エネルギー消費量 GJ/年
設計一次エネルギー消費量 GJ/年
BEI()
□基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準
基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分(□第1号 □第2号)
BEI()
□基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
【二.複合建築物】
□基準省令第1条第1項第3号イの基準
(非住宅部分)
(一次エネルギー消費量に関する事項)
□基準省令第1条第1項第1号イの基準
基準一次エネルギー消費量 GJ/年
設計一次エネルギー消費量 GJ/年
BEI(
(BEIの基準値)
□基準省令第1条第1項第1号ロの基準
BEI()
(BEIの基準値)
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
(住宅部分)
(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)
□ 基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準
□基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準
□基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
() □基進省令附則第4条第1項の規定による適用除外
() □基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外 (一次エネルギー消費量に関する事項)
(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準一次エネルギー消費量 GJ/年 設計一次エネルギー消費量 GJ/年 BEI() □基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準 基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分(□第1号	□第2号)
BEI() □基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準 □国土交通大臣が認める方法及びその結果 () □基準省令第1条第1項第3号ロの基準 (複合建築物)	
(一次エネルギー消費量に関する事項) 基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分(□第1号 基準一次エネルギー消費量 GJ/年 設計一次エネルギー消費量 GJ/年 BEI() (BEIの基準値) (住宅部分) (外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項) □基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準 □基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準 □基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準 □国土交通大臣が認める方法及びその結果 () □基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外 【14. 備考】	□第2号)
(第三面)	

〔住戸に関する事項〕

【1. 住戸の番号】		
【2. 住戸の存する階】	 階	
【3. 専用部分の床面積】	m^2	
【4. 住戸のエネルギー消費性能】		
(外壁、窓等を通しての熱の損失	の防止に関する事項)	
□基準省令第1条第1項第2号		
_ , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	W/(m ² ・K)(基準値	$W/(m^2 \cdot K))$
冷房期の平均日射熱取得率	× (基準値)
□基準省令第1条第1項第2号	イ(2)の基準	
外皮平均熱貫流率	W/(m²・K)(基準値	$\mathbb{W}/(\mathbb{m}^2 \cdot \mathbb{K})$
冷房期の平均日射熱取得率	区 (基準値)
□基準省令第1条第1項第2号	イ(3)の基準	

□国土交通大臣が認める方法及びその結果		
□基準省令附則第4条第1項の規定による適用	除外	
(一次エネルギー消費量に関する事項)		
□基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準 基準一次エネルギー消費量 GJ/年		
BEI()		
□基準省令第1条第1項第2号口(2)の基準		
BEI(
□基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準□□国土交通土民が認めるませればるの注思		
□国土交通大臣が認める方法及びその結果		
(別紙)基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準又は基	準省令第1条第1	項第2号ロ(3)の基準
用いる場合		
1. 住戸に係る事項		
(1) 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関す	る措置	
1)屋根又は天井		
【断熱材の施工法】□内断熱 □外断熱	□両面断熱	
□充填断熱 □外張断熱	□内張断熱	
【断熱性能】□熱貫流率(W/(m²・K))	□熱抵抗値($(m^2 \cdot K) / W)$
2)壁		
【断熱材の施工法】□内断熱 □外断熱	□両面断熱	
□充填断熱 □外張断熱	□内張断熱	
【断熱性能】□熱貫流率(W/(m²・K))	□熱抵抗値($(m^2 \cdot K) / W)$
3)床		
(イ) 外気に接する部分		
【該当箇所の有無】□有 □無		
【断熱材の施工法】□内断熱 □外断熱	□両面断熱	
□充填断熱 □外張断熱	□内張断熱	
【断熱性能】□熱貫流率(W/(m²・K))	□熱抵抗値($(m^2 \cdot K) / W)$
(ロ) その他の部分		
【該当箇所の有無】□有 □無		
【断熱材の施工法】□内断熱 □外断熱	□両面断熱	
□充填断熱 □外張断熱		
【断熱性能】□熱貫流率(W/(m²・K))		(m² • K) ∕W)
4) 土間床等の外周部分の基礎壁		,
(イ) 外気に接する部分		
【該当箇所の有無】□有 □無		
【断熱性能】□熱貫流率(W/(m²・K))	□埶抵抗値((m ² • K) ∕W)
(ロ) その他の部分		\m 11// 11/
【該当箇所の有無】□有 □無		

【断熱性能】□熱貫流率	$(W/(m^2 \cdot K))$	□熱抵抗値($(m^2 \cdot K) / W)$
5)開口部			
【断熱性能】熱貫流率($W/(m^2 \cdot K)$		
【日射遮蔽性能】			
□開口部の日射熱取	得率(日射熱取得率)
□ガラスの日射熱取	得率(日射熱取得率)
□付属部材			
□ひさし、軒等			
6) 構造熱橋部			
【該当箇所の有無】□有	□無		
【断熱性能】断熱補強の	範囲(mm)		
断熱補強の熱抵抗値($(m^2 \cdot K) / W)$		
(2) 一次エネルギー消費量に	こ関する措置		
【暖房】暖房設備()
効率()
【冷房】冷房設備()
効率()
【換気】換気設備()
効率()
【照明】照明設備()
【給湯】給湯設備()
効率()
備考			

2.

(注意)

- 1. 各面共通関係
 - ① この様式において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、建築物エネル ギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基 準省令」という。)において使用する用語の例によります。
 - ② この様式において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。
 - (1) 一戸建ての住宅 一棟の建築物からなる一戸の住宅
 - (2) 共同住宅等 共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅
- 2. 第一面関係
 - ① 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 3. 第二面関係
 - ① 【6. 建築物の用途】の欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてく ださい。
 - ② 【7. 建築物の住戸の数】の欄は、【6. 建築物の用途】で「共同住宅等」又は「複合 建築物」を選んだ場合のみ記載してください。
 - ③ 【9. 基準省令附則第3条若しくは第4条又は令和4年改正基準省令附則第2項の適用の 有無】の欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、「有」の場合は申請

に係る建築物の新築工事の竣工年月日を記載してください。この欄において、「令和4年改正基準省令」は、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令(令和4年経済産業省令・国土交通省令第3号)をいいます。

- ④ 【11. 該当する地域の区分】の欄の「地域の区分」は、基準省令第1条第1項第2号イ(1) の地域の区分をいいます(以下同じ。)。
- ⑤ 【12. 住宅部分の床面積】の欄において、「床面積」は、単に住宅部分の床面積をいい、「開放部分を除いた部分の床面積」は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令(平成28年政令第8号)第4条第1項に規定する床面積をいい、「開放部分及び共用部分を除いた部分の床面積」は、住宅部分のうち開放部分及び共用部分を除いた部分の面積をいいます。
- ⑥ 【13. 建築物全体のエネルギー消費性能】の欄は、【6. 建築物の用途】の欄において選択した用途に応じて、イからニまでのいずれかについて、以下の内容に従って記載してください。なお、イからニまでの事項のうち、記載しないものについては削除して構いません。
 - (1) (外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)及び(一次エネルギー消費量 に関する事項)のそれぞれについて、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れた上で記載してください。
 - (2) 「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」については、それぞれ の基準値(基準省令第1条第1項第2号イ(1)の表に掲げる数値をいう。)と併せて記載し てください。
 - (3) 【ハ. 共同住宅等】及び【ニ. 複合建築物】の(住宅部分)の「基準一次エネルギー 消費量」、「設計一次エネルギー消費量」及び「BEI」については、住宅全体又は複 合建築物の住宅部分全体での数値を記載してください。
 - (4) 「基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準」又は「基準省令第1条第1項第2号ロ(3) の基準」を用いる場合は、別紙に詳細を記載してください。
 - 「BEI」は、設計一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。)を基準一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。以下この(5)及び(6)において同じ。)で除したものをいいます。ただし、非住宅部分の「BEI」を算出する場合における当該基準一次エネルギー消費量((6)において「引上げ前の基準一次エネルギー消費量」という。)についての基準省令第3条第1項の規定の適用については、同項中「 $E_{ST} = \{(E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV}) \times B + E_{M}\} \times 10^{-3}$ 」とあるのは、「 $E_{ST} = (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV}) \times B + E_{M}\}$ を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。
 - (6) 「BEIの基準値」は、基準一次エネルギー消費量を引上げ前の基準一次エネルギー 消費量で除したものをいいます。なお、非住宅部分を二以上の用途に供する場合に あっては、用途ごとに算出した基準一次エネルギー消費量の合計を、用途ごとに算出 した引上げ前の基準一次エネルギー消費量の合計で除したものをいいます。「BEIの 基準値」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。
- ⑦ 第二面は、他の制度の申請書の写しに必要事項を補って追加して記載した書面その他 の記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

4. 第三面関係

- ① 第三面は、共同住宅等又は複合建築物に係る申請を行う場合に、住戸ごとに作成してください。
- ② 住戸の階数が二以上である場合には、【3. 専用部分の床面積】に各階ごとの床面積を併せて記載してください。
- ③ 【4. 住戸のエネルギー消費性能】の欄は、以下の内容に従って記載してください。
 - (1) (外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)及び(一次エネルギー消費量 に関する事項)のそれぞれについて、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れた上で記載してください。
 - (2) 「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」については、それぞれ の基準値(基準省令第1条第1項第2号イ(1)の表に掲げる数値をいう。)と併せて記載し てください。
 - (3) 「基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準」又は「基準省令第1条第1項第2号ロ(3) の基準」を用いる場合は、別紙に詳細を記載してください。
 - (4) 「BEI」は、設計一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。) を基準一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。)で除したものをいいます。「BEI」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。
- ④ 第三面は、他の制度の申請書の写しに必要事項を補うこと、複数の住戸に関する情報 を集約して記載すること等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもっ て代えることができます。

5. 別紙関係

- ① 1欄は、共同住宅等又は複合建築物の住戸に係る措置について、住戸ごとに記入してください。なお、申請に係る住戸の数が二以上である場合は、当該各住戸に関して記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。
- ② 1欄の(1)の1)から3)までにおける「断熱材の施工法」は、部位ごとに断熱材の施工法 を複数用いている場合は、主たる施工法のチェックボックスに「レ」マークを入れてく ださい。なお、主たる施工法以外の施工法について、主たる施工法に準じて、別紙のう ち当該部位に係る事項を記入したものを添えることを妨げるものではありません。
- ③ 1欄の(1)の1)から4)までにおける「断熱性能」は、「熱貫流率」又は「熱抵抗値」の うち、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて必要な事項を記入して ください。
- ④ 1欄の(1)の3)及び4)における(イ)及び(ロ)の「該当箇所の有無」は、該当箇所がある場合には「有」のチェックボックスに、「レ」マークを入れてください。
- ⑤ 1欄の(1)の5)は、開口部のうち主たるものを対象として、必要な事項を記入してくだ さい。
- ⑥ 1欄の(1)の5)の「日射遮蔽性能」は、「開口部の日射熱取得率」、「ガラスの日射熱取得率」、「付属部材」又は「ひさし、軒等」について該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、必要な事項を記入してください。地域の区分のうち8の地域に存する共同住宅等又は複合建築物に係る「日射遮蔽性能」については、北±22.5度以外の方位に

設置する開口部について記載してください。

- ① 1欄の(1)の6)の「該当箇所の有無」は、該当箇所がある場合には、「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、「断熱性能」の欄に、「断熱補強の範囲」及び「断熱補強の熱抵抗値」を記入してください。
- ⑧ 1欄の(2)の「暖房」、「冷房」、「換気」、「照明」、「給湯」については、住戸に設置する設備機器(「照明」にあっては、非居室に白熱灯又はこれと同等以下の性能の照明設備を採用しない旨)とその効率(「照明」を除き、かつ、効率に係る基準を用いる場合に限る。)を記載してください。設備機器が複数ある場合は最も効率の低い設備機器とその効率を記載してください。「効率」の欄には、「暖房」では熱源機の熱効率又は暖房能力を消費電力で除した値を、「冷房」では冷房能力を消費電力で除した値を、「換気」では比消費電力(全般換気設備の消費電力を設計風量で除した値をいう。以下同じ。)(熱交換換気設備を採用する場合にあっては、比消費電力を有効換気量率で除した値)を、「給湯」ではモード熱効率、年間給湯保温効率又は年間給湯効率をそれぞれ記載してください。ただし、浴室等、台所及び洗面所がない場合は、「給湯」の欄は記載する必要はありません。
- ⑨ 1欄に書き表せない事項で特に記入すべき事項は、2欄に記入し、又は別紙に記入して添えてください。